

議事要旨(7) 企業結合専門委員会における検討状況について

波多野研究員より、資料「審議資料(7) 企業結合専門委員会における検討状況 - 共同支配となる契約の締結又は解約等による共同支配関係に関する会計処理の検討の要否 -」に基づき、共同支配企業の形成と判定された後に共同支配となる契約が解約された場合や新たに共同支配となる契約が締結されたことにより、共同支配企業の形成の要件を満たすこととなった場合などの会計処理に関して、今後、企業結合専門委員会で検討し、実務対応報告等を公表すべきかどうかに係る同専門委員会における検討状況について、以下のとおり説明がなされ、審議が行われた。

審議の結果、当該テーマに関する現段階での検討は不要とする旨の合意がなされた。

・検討の背景

平成 17 年 12 月に公表した企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」では、共同支配企業の形成の会計処理を定めているが、共同支配契約を解約した場合や既存の株主間で共同支配となる契約を締結した場合の会計処理については、企業結合に該当しないため、当該適用指針では取り扱われていない。しかし、これらの会計処理については、当該適用指針公表前の企業結合専門委員会や当該適用指針の公開草案へのコメントにおいて、その取扱いを明確にすることへの要望があった。

・専門委員会における検討状況

当該適用指針公表後の専門委員会においても、実務的に共同支配となる契約の締結や解約などのケースは十分に想定され、また、その場合には共同支配企業の形成時とは異なる会計処理が行われるべきではないかと考えられるため、検討する意味はあるという意見があった。

しかしながら、これから企業結合に関する会計基準等が適用され、共同支配企業の形成の会計処理が適用されるという現段階においては、共同支配となる契約の締結や解約などがどのような態様で多く生じるのかが不明確であるなどの理由から、当該処理を現時点で検討して、実務対応報告等を公表することには慎重であるべきという意見が大勢であった。

以上の説明を踏まえ、委員等からは、専門委員会において大勢を占めた意見を尊重し、現段階での検討は不要ではないかとされた。

以 上